

# 天城町農業委員会 8月定例総会議事録

1 開催日時 令和 5年 8月 16日 (水) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 18名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1			11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	上松 初美
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	宝山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	吉川 貴也
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	永井 学			

4 欠席委員

1番 前田 真智子

5 事務局 3名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	主任	中山 一輝
3	主任	中島 大地			

6 参加者 1名

番号	所 属	氏 名
1	農政課	西松 清仁

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第11号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第12号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第13号 農地法第4条許可申請について
- ・議案第14号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第15号 非農地証明願いについて
- ・議案第16号 農用地利用計画（利用権設定）について

(3) 報告事項等

- ・その他（協議会等）

(次第書) 令和5年8月16日(水) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

議案第11号の申請番号43番と44番は、一括審議とします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

---

(仲会長) 仲会長のあいさつ

(会長あいさつ後、定例総会に入る。)

本日の定例総会に、( 前田 ) 委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は18人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和5年8月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、政委員、麓委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としています。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

---

日程第3 議案第11号、天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号42番から44番の説明を求めます。

(事務局の説明)

詳しくは農政課の担当がお見えですので、質疑の中で、説明をお願いしたいと思います。

それでは、申請番号42番に対する担当委員の調査報告を求めます。

中島委員、政委員、お願いします。

政委員

申請番号42番について説明します。多分6月だったと思うのですが中島委員と奥委員と3人で場所の確認をしました。境界等も周りがほとんど道で区切られておりまして何ら問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

仲会長

中島委員補足説明はありませんか。

中島委員

この場所はですね、元々申請人の親がやってた牛舎が建ってるのですがその周りの土地になります。それで今回まとめて合筆して堆肥場とかラップ置場とかで申請になりました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

(質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める)

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号42番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いし

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号42番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

続いて、申請番号43番と44番を一括審議とします。

本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、里村委員、お願いします。

貞山委員

申請番号43番と44番について説明します。この場所は昔から除外がされていなかったので今回新たに牛舎を建てるということになったために申請することになったみたいです。細かい内容は農政課の方からお願いします。

農政課担当

こちらについてはですね元々牛舎が建っているのですが43番の方が現況牛舎と農業用機械の倉庫、堆肥舎が建っているところですが。今回新たに44号で牛舎を建てるという際に元々43の方も用途変更の手続きがなされずにそのまま建ててあったということで今回既に建てて畜産経営を始めて20年近くなっていますがそちらも合わせて用途変更の手続きをと

っていたいたという次第です。

仲会長

里村委員補足説明はありませんか。

里村委員

ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める)

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号43番と44番について、一括採決し

ます。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号43番と44番は、審議の結果、これを

認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

---

日程第4 議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に、申請番号45番から54番までの説明を求めます。（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

まず、申請番号45番について、貞山委員をお願いします。

貞山委員

申請番号45番について説明します。譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。場所は参考資料4ページをお願いします。現在は何も植えられていないんですが今後ジャガイモを植えるみたいです。境界等もはっきりしてるので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号45番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号45番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号46番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員をお願いします。

平野委員

申請番号46番について説明します。譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。場所は参考資料の5ページをお願いします。H商店から海手側に100mぐらい行ったところなんですけど参考資料見てもらえると東側に家があるんですけどこれが譲受人がこの家を買うときにこの土地も買ってということで話があったみたいです。現在は少し荒れていますが家の前を通ってからじゃないと畑には入れないので機械入れたりするのも便が悪くて荒れていますが何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号46番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号46番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号47番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員をお願いします。

鹿児島県からの申請になるため事務局が代わって説明させ

ていただきます。今回鹿児島県が所有している防風林等の土地を整理している段階で浅間にあるこの土地がもう防風林として機能を果たしていないということで県から隣接地の個人への払い下げを検討しているということで申請が挙がってきました。場所としても地籍が入っており境界等ははっきりしていますので何ら問題ないと思われれます。現場は勝尾委員に確認していただき特に問題ないとのことでしたので皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号47番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号47番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号48番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号48番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係は親戚関係にあります。自分の牛舎がすぐそばにあるので今回話が拳がってきたそうです。現在草が植えられています。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号48番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、拳手をお願いします。

(「全員」拳手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号48番は、審議の結果、これを認めるこ

とに決定しました。

次に、申請番号49番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号49番について説明します。先ほどの48番と場所は一緒に隣になります。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号49番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号49番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号50番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号50番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係は親戚関係にあります。参考資料の9ページをご覧ください。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号50番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号50番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号51番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員お願いします。

勝尾委員

申請番号51番について説明します。7月31日に譲受人から連絡があって現場を確認しました。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。参考資料の10ページをご覧ください。申請地は譲受人の牛舎があるんですけどその隣にある土地です。今回規模拡大するということで申請になったようです。地籍も入っており境界等ははっきりしているので何ら問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号51番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号51番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号52番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員お願いします。

小林委員

申請番号52番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にはありません。参考資料の11ページを見てください。西郷公園の方に入って奥の方になります。現在は野菜を植えています。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号52番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号52番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長職を中島会長代理と交代します。

(中島会長代理) 次に、申請番号53番について、担当委員の調査報告を求めます。

仲委員をお願いします。

仲委員

申請番号53番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。調査日時は8月4日1時半頃です。区画整理はされておりませんが、境界等はしっかりしています。現在の作付けは何もされておりません。権利取得後の作付けはサトウキビを植えるようです。参考資料の12ページをご覧ください。原野が1筆と畑が2筆の合計3筆で1つの畑となっています。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号53番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号53番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長を仲会長と交代します。

**仲会長** 次に、申請番号54番について、担当委員の調査報告を求めます。

池上委員をお願いします。

池上委員 申請番号54番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はなし。畑総も済んでまして境界等も大丈夫です。場所は参考資料の13ページです。皆様のご審議よろしくお願ひします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号54番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号54番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第5 議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号55番と56番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、申請番号55番に対する担当委員の調査報告を

求めます。 麓委員、池上委員お願いします。

麓委員

申請番号55番について説明いたします。8月の1日だったと思うのですが申請人が自宅に来られて家を作るので申請をやりたいということで来ました。現在簡単に整地はしてあるですけどまだ工事は始まっておりません。境界もはっきりいっていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

仲会長

池上委員補足説明はありませんか。

池上委員

ないです。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号55番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号55番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県常設審議委員会に諮問いたします。

それでは、申請番号56番に対する担当委員の調査報告を求めます。 貞山委員、里村委員お願いします。

貞山委員

申請番号56番について説明いたします。先ほど43番ので説明があったとおりなのですが現在も牛舎が建っているただ変更のための申請です。皆様のご審議よろしく申し上げます。

仲会長

里村委員補足説明はありませんか。

里村委員

ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号56番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いし

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号56番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県常設審議委員会に諮問いたします。

---

日程第6 議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号57番と58番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、申請番号57番に対する担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、里村委員お願いします。

貞山委員

申請番号57番について説明します。先月挙がってきたところですがまた5条で挙がってきてます。資材置き場として利用するとのことになってますが、後は皆様のご審議をよろしくお願いします。

仲会長

里村委員補足説明はありませんか。

里村委員

所有権移転してから1年しか経ってなくてどうしたらいい

のかと思って行政書士の先生に相談したんですけど譲渡人の方が急ぐからと出してくれとのことだったので出しますとのことだったので委員会の方で協議していただきたいのですが。

仲会長           これから、本案に対する質疑に入ります。

奥委員           資材置き場との事だったんですけどどういった資材を置くのかによって気になったんですけどここに公的施設の建設予定があると思うんですけど環境的な問題が出てこないかと危惧してるんですが。

貞山委員       多分置く資材というのは整備工場やってるのでその廃材とか機械類を置くと思われる。まあ現況としては先月も言ったのですが畑として使えると思うのでどうなのかなと思ってでした。

奥委員           局長。他の行政機関と協議はされましたか。

事務局長       これについて3条で権利を取得した場合はそこは畑として使い続けるというのが原則なんですよ。なので1年かそこらで所有権移転されると農地の転売って形になって実際それを畑として使わなくなっていくという目的があるので農地法的にはそぐわないのではないかと思いますのですが。

政委員           これは先月は譲渡人が申請して今回は譲受人が申請してきたんですよ。

貞山委員           地替えしていただきたいです。

里村委員           3条の許可をいただいて所有権移転した場合、どのくらいの年数所有しておけばいいですか。

事務局長           決まりはないのですが概ね3年ぐらいかなという話があります。ただ明らかに他の目的で使うというのがなければですね。

里村委員           このまま認めるとこういうのがこれから出てくると思うけどね。皆さんのご審議いかがでしょうか

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号57番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

賛成なし。

よって、申請番号57番は、審議の結果、これを認めないことに決定しました。

続いて、申請番号58番に対する担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、里村委員お願いします。

貞山委員

申請番号58番について説明いたします。これもまた先ほどの案件と一緒になんですけど既に牛舎が建っていて用途変更の申請になります。

里村委員補足説明はありませんか。

里村委員

ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号58番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号58番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第7 議案第15号 非農地証明願申請についてを議題とします。  
事務局に申請番号59番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

岩元委員、寶山委員、若山委員をお願いします。

岩元委員

申請番号59番について説明します。参考資料は18ページを見てください。説明がしにくいのですが当部の美名田集落の中にあるんですが見に行きましたがもう何十年も使われていなくて畑の形も分からないぐらい原野化しておりました。非農地として妥当だと思いますので皆様のご審議よろしくをお願いします。

貞山委員

境界ははっきりしてるんですか。

岩元委員           あるとは思いますが中には入れない状態でした。

貞山委員           分かりました。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号59番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号59番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第8    議案第16号   天城町地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定についてを議題とします。

事務局に本案の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることにご異議なければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第9 諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

(協議事項、意見等)

事務局から連絡事項はありませんか。

(事務局) 連絡事項

事務局からは以上です。

(仲会長) 次回の定例総会は、9月15日、金曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和5年8月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 20 分